

## 上田市開発事業における消防水利施設等の取扱いについて

この取扱いは、上田市開発事業の規制に関する条例（平成18年条例第148号）及び上田市開発事業の規制に関する条例施行規則（平成18年規則第108号。以下「規則」という。）に基づき届出のあった開発事業における消防水利施設等の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### （適用範囲）

- 規則に規定する開発事業で、開発区域の面積が3,000平方メートル未満かつ建築計画戸数11戸（上田市立地適正化計画で位置付けている居住誘導区域内の宅地造成にあっては、13戸）以上の開発に対して、適用するものとする。

### （設置の指示等）

- 判定及び指示については次のとおりとする。

- 開発区域周辺の既存消防水利施設から次表に示す一定の円の範囲内に開発区域が完全包含されない場合は、開発区域が完全包含されるように、新たな消防水利施設の設置を指示する。
- 判定に用いる既存消防水利施設は公設消防水利施設とし、消火活動で有効に使用できる状態のものとする。

	用途地域	円の半径
市街地及び準市街地	近隣商業地域	100メートル
	商業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
	その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120メートル
市街地及び準市街地以外の地域でこれに準ずる地域		140メートル

※市街地及び準市街地とは、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に規定する市街地及び準市街地をいう。

### （設置する消防水利施設）

- 開発区域が既存水利で完全包含されない場合に設置する消防水利施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### （1）防火水槽

- ア 耐震性を有し、貯水量は40立方メートル以上有すること。

- イ 一般財団法人日本消防設備安全センター認定品で、一体型又は分割型とすること。
- ウ 消防自動車が容易に部署し、取水できること。
- エ 地盤面から取水部（底面）までの落差は、4.5メートル以下であること。
- オ 内部点検用梯子付き2ピット鋼製であること。
- カ 鉄蓋は市の指定するものとし、設置する場所により必要な強度を有すること。
- キ 取水部分のピットは、吸管投入孔の直下に設け所用水量の全てを有効に吸い上げる構造とし、その深さは0.5メートル以上とし、広さは一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上とすること。
- ク これらの基準の中で、国の規格が改正され、該当するものにあっては、改正後の基準に準ずるものとする。
- ケ 採水口等の設置にあっては協議すること。

## (2) 消火栓

- ア 消火栓は、呼称65ミリメートルの口径のもので、直径75ミリメートル以上の管に取り付けること。
- イ 消防水利の目的に即した、最も効果的な位置に設置すること。

### (消火栓等に関する協議等)

- 4 消火栓等の設置に関しては、次のとおり協議するものとする。
- (1) 設置場所及び種別については、管轄する水道事業者と協議すること。
  - (2) 設置に関する諸手続き等については、管轄する水道事業者の指示によること。
  - (3) 消火栓附属器具一式については、自治会への寄付を含め事前に事業主等と協議し、設置することを原則とする。

### (新設消防水利の寄附及び管理)

#### 5 消防水利施設の寄附及び管理等

- (1) 防火水槽を市有地に設置する場合は、規則第6条の規定により、寄附を受けるものとし、管轄消防課で管理するものとする。なお、寄附について必要な諸手続きは事業主等と管轄消防課において行うものとする。
- (2) 水道事業者の管理する水道配管に消火栓を設置した場合は、水道事業者と協議するものとし、事業主等において必要な手続きを行うものとする。
- (3) 消防水利施設を開発区域内（私有地）に設置する場合は、原則として事業主等が管理するものとし、消防法第21条及び上田地域広域連合消防水利管理基準第12条により「消防水利指定承諾書」を管轄消防署に提出する。

この場合、維持管理に伴う費用は、事業主等において負担するものとする。

### (消防水利標識)

- 6 消防水利施設を設置した場合は、次の各号に指定する標識を設けるものとする。
- (1) 上田市に寄附する防火水槽に設置する水利標識は図1に示すとおりとする。

- (2) 事業主等が管理する消防水利に設置する水利標識は図2に示すとおりとする。
- (3) 標識は、消火栓又は防火水槽吸管投入口の直近（おおむね5m以内）に設置することとし、掲出の方法は、図示の施工例を参考に支柱又はその他地物を利用するなど、消防水利の所在が明確に確認できるよう掲出することとする。

（雑則）

- 7 この取扱いに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

（附則）

- 1 この取扱いは、平成19年4月24日から施行する。

（附則）

（施行期日）

- 1 この取扱いは、令和8年4月1日から施行する。

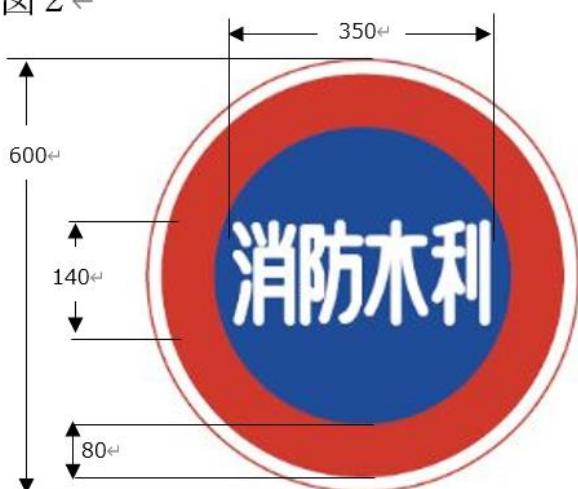
（経過措置）

- 2 この取扱いの施行日において、協議中及び協議済みの事項については、なお、従前の例による。

図 1



図 2



(単位: ミリメートル)

備考: 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。

備考

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色として原則として反射塗料を用いるものとする。

※施工例

